

## 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

# 研修を要件とする 診療報酬点数2014（院内研修編）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd

認定登録 医業経営コンサルタント登録番号 第6181号 三好悠介

資料No.20140827-368-2



株式会社日医工医業経営研究所

# 資料作成 趣旨 & 目次



チーム医療



より良い医療



専門スキルの向上

近年の診療報酬改定は、超少子高齢化社会にむけて、病床機能の役割分担や医療と介護の連携強化に重点が向けられており、その体制作りとしてチーム医療にも点数が設定されています。また、専門的なスキルに対しても診療報酬上での評価が高くなってきており、今後もさらにこういった傾向は続くものとみられます。

当資料は、数ある診療報酬点数の中から『研修』を算定要件とする点数だけを抜粋することで、通知や施設基準、疑義解釈等を取りまとめ、一望できる点数表として利用いただけるよう編集しております。

研修要件シリーズ

## 職種

職員全体（院内研修等）編

医師編

看護師編

薬剤師編

その他職種編

# 職員全体

ページ	診療報酬点数 名称
P4	医療安全管理体制
P5	臨床研修病院入院診療加算 1 基幹型
P6	医療安全対策加算
P7	感染防止対策加算
P8	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
P9	総合評価加算
P10	緩和ケア病棟入院料
P11	医療機器安全管理料 1
P12	医療保護入院等診療料

入院基本料

通則

# 医療安全管理体制 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療安全管理体制の基準		職員	<b>安全管理の体制確保のための職員研修が開催</b> されていること。 安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年2回程度実施されることが必要である。

入院基本料等加算

# A204-2 臨床研修病院入院診療加算 1 基幹型 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
臨床研修病院入院 診療加算 1 基幹型	(入院初日) 40点	職員	全職種の職員を対象とした <b>保険診療に関する講習</b> （当該保険医療機関が自ら行うものを指し、当該保険医療機関以外のものにより実施される場合を除く。）が年2回以上実施されていること。

研修内容…

当該保険医療機関が自ら行う保険診療に関する講習

入院基本料等加算

A234

# 医療安全対策加算

## (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療安全対策加算	(入院初日) 1 85点 2 35点	職員	<b>医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修</b> を企画・実施すること。

研修内容…

医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上又は5日程度のものであること。

- (ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

入院基本料等加算

A234-2

# 感染防止対策加算 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
感染防止対策加算	(入院初日) 1 400点 2 100点	職員	感染防御チームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に <b>院内感染対策に関する研修</b> を行っていること。 なお当該研修は安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

## 研修内容…

感染制御チームが当該研修を主催している場合は、必ずしも感染制御チームが講師として行う必要はない。ただし、当該研修は、

- ・院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、当該病院等の従業者に周知徹底を行うことで、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能の向上等を図るものであること
- ・当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること
- ・当該研修は、病院等全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回程度定期的開催のほか、必要に応じて開催すること
- ・また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録することが必要になり、最新の知見を共有することも求められるが、単なる勉強会は認められないことに留意すること。

入院基本料等加算

A236

# 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(入院中 1 回) 500点	職員	総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修を計画的に実施していること。



# 総合評価加算 (院内研修)

入院基本料等加算

A240

項目	点数	対象職種	算定要件
総合評価加算	(入院中1回) 100点	職員	高齢者の総合的な機能評価のための職員研修を計画的に実施すること。

特定入院料

A310

# 緩和ケア病棟入院料 (院外研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
緩和ケア病棟入院料	(1日につき) 1 30日以内 4,926点 2 31日以上60日以内 4,412点 3 61日以上 3,384点	(研修担当者) 医師	緩和ケア病棟においては、連携する保険医療機関の医師、看護師又は薬剤師に対して、 <b>実習を伴う専門的な緩和ケアの研修</b> を行っていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

(緩和ケアを担当する常勤の医師) 以下の研修を修了している者

ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立がん研究センター主催)等

医学管理等

B011-4

# 医療機器安全管理料 1

## (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療機器安全管理料	(月1回) 1 臨床工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合 100点	職員 従業者	医療機器安全管理料を算定する保険医療機関においては、 <b>医療機器の安全使用のための職員研修</b> を計画的に実施するとともに、医療機器の保守点検に関する計画の策定、保守点検の適切な実施及び医療機器の安全使用のための情報収集等が適切に行われていること。 当該保険医療機関において、 <b>従業者に対する医療機器の安全使用のための研修</b> が行われていること。

研修内容…

従業者に対する医療機器の安全使用のための研修

精神科専門療法

I014

# 医療保護入院等診療料 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療保護入院等診療料	300点	精神医療に携わる職員	<p>行動制限最小化委員会において、次の活動を行っている。 ア、イ 略</p> <p>ウ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、<b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会</b>の年2回程度の実施</p>

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 院内研修

研修内容…

精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会